

広島県教育委員会教育長訓令第九号

本 庁  
地 方 機 関  
学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年六月二十二日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等決裁規程（昭和五十三年広島県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二管理部の部健康福利課の項課長専決事項の欄第三号中「学校保健法」を「学校保健安全法」に改め、同号(一)中「第八条」を「第十五条」に改め、同号(二)中「第九条」を「第十条」に改め、同号(三)中「第二十条」を「第十八条」に改め、同欄第四号中「学校保健法施行規則」を「学校保健安全法施行規則」に、「第十二条」を「第十五条」に改める。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。